

新型コロナワクチン優先接種の拡大と職域接種要件の緩和について

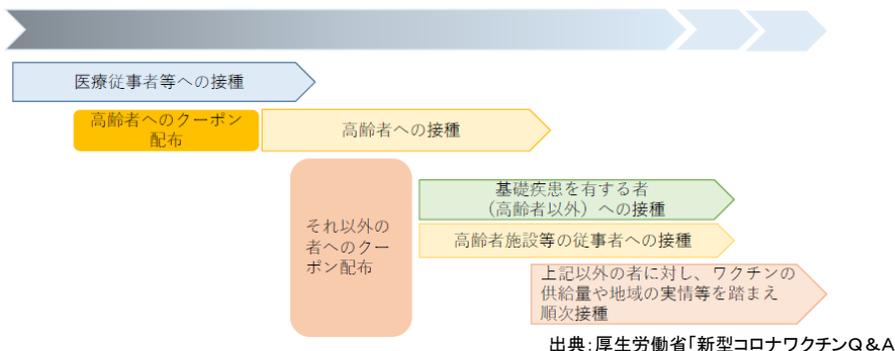


- 重要なライフラインを守る水道事業において、**クラスターが発生した場合、水道水の供給に甚大な影響を与えることになる**
- 多くの水道事業者では職員数が1,000人を下回る状況であるため、**職域接種の実施要件(1,000人)を満たすことができない**

① 優先接種対象

新型コロナワクチン接種順位

- (1) 医療従事者等
- (2) 高齢者
- (3) 高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者



エッセンシャルワーカーとして人々が日常生活を送るために欠かせない水道事業を担う職員の接種順位は、規定されていない。



住民生活と経済活動において重要なライフラインを守る水道事業に従事する者すべてを新型コロナワクチンの優先接種対象に加えること

② 職域接種

水道事業における職員数の規模別分布

給水人口100万人以上の大規模事業者における職員数の平均でも、1,000人を超えない。

給水人口	事業者数	事業者ごとの職員数				合計
		事務職	技術職	集金・検針	技能職 その他	
100万人以上	14	338	527	0.2	112.2	977.4
50万人～100万人	12	80	148	0	8.3	236.3
25万人～50万人	56	35	63	0.2	8.9	107.1
10万人～25万人	147	18	26	0.2	1.8	46
5万人～10万人	195	10	10	0.1	0.7	20.8
3万人～5万人	196	7	5	0.2	0.3	12.5
2万人～3万人	153	6	4	0.1	0.3	10.4
1万人～2万人	257	4	3	0.1	0.2	7.3
5千人～1万人	208	3	2	0.2	0.1	5.3
5千人以下	67	2	2	0.3	0.1	4.4

※職員数は、人口規模の範囲にある事業者の平均
出典:水道統計(R1)

地方自治法上の特別地方公共団体である一部事務組合では、市長部局との連携が難しい。



職域接種の実施要件(1,000人)を緩和すること